

第4回総合リハビリテーションセンター病院部門在り方検討委員会 概要

- 1 日 時 令和3年10月28日(木) 18:00~20:00
- 2 会 場 埼玉県知事公館 大会議室 (WEB 併用・WEB 2名)
- 3 委 員 (敬称略 五十音順)
委員長 朝日 雅也 公立大学法人埼玉県立大学学長補佐兼高等教育開発センター長
委 員 石井 研史 さいたま赤十字病院医療社会事業部長
委 員 金井 忠男 埼玉県医師会 会長
委 員 清水 至 前特定国立研究開発法人理化学研究所監事 公認会計士
委 員 田崎 宣明 地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター
副理事長 (WEB)
委 員 田中 一 埼玉県障害者協議会 代表理事
委 員 廣澤 信作 埼玉県医師会 副会長
委 員 藤原 俊之 順天堂大学医学部附属順天堂医院リハビリテーション科
主任教授 (WEB)
委 員 横田 隆徳 東京医科歯科大学脳神経内科主任教授 (欠席・意見事前確認)
- 4 議 事 総合リハビリテーションセンター病院部門における最適な経営形態について
- 5 概 要

【前回会議の内容確認】 今後の総合リハビリテーションセンター病院部門における最適な経営形態について

最適な経営形態について、第3回委員会での議論の概要を改めて整理して示したところ、委員から了解を得た。

【議事】 総合リハビリテーションセンター病院部門における最適な経営形態について

資料2に対し、各委員から御意見を伺った。

○経営形態に関する主な意見

- ・ 特に弾力的に人材確保ができるという点、また病院経営に対して外部評価委員会で評価できるという点から、地方独立行政法人が望ましい。

- ・ リハビリ職の不足など、経営改善の課題が明確である。その課題を目標として立て、経営状況を第三者が評価する仕組みが必要である。そのため、独法化が望ましい。独法化の方がいろいろな部分で創意工夫が発揮される。
- ・ 埼玉県総合リハビリテーションセンターの存在意義として、民間の病院には実施が困難だが、埼玉県民に必要で公益性があり、かつ経済性が許容範囲である「高度先進医療」と「埼玉県の地域支援につながる医療」の2つに絞って、県立病院の医療拠点としての役割を果たすべきと考える。そのために経営形態として独立行政法人化し、先行する地方独立行政法人 埼玉県立病院機構に合流することが望ましい。
- ・ 他の県立病院が独法化していて、リハセンが直営である。人材育成が困難で、予算編成や採用の裁量権が認められるなら、独法化した方がよい。
- ・ 県立4病院を含めて弾力的な人材確保や財政、予算の問題等での動きの悪さという問題があった。そのため独法化が望ましいという考えを持っている。独法化して悪いことは何もないし、起きる可能性があるのであればそこをクリアしていかなければならないし、それはクリアできると思っている。地方独立行政法人の経営形態の方がやりやすいのであれば、まずは経営形態を決めないと次に進まない。

○ 人材確保・人材育成に対する主な意見

- ・ リハビリ職はいろいろな領域の経験があつてはじめて一人前になるが、魅力的で優秀な人材を集めるとなると、指導体制が重要。県立4病院とリハセンで職員の計画的なローテーションができると、人材確保・人材育成に役に立つのではないか。
- ・ リハビリ職について、脳卒中急性期から回復期リハビリテーションを担う人材育成のため、県立病院機構埼玉県立循環器・呼吸器病センターとの人事交流や一括採用が望ましい。看護師、検査技師、薬剤師などは、単一専門病院では基礎的医療技術の幅広い習得や経験が困難なため、将来の指導者の育成には県立病院機構との人事交流が望まれる。
- ・ 独法化は地方公務員法に縛られない人材確保が可能になり大きなメリットである。ただし、将来業務内容が変化した時に規模が大きくないと配置転換がうまくできない。
- ・ 病院経営にとって、戦略的な経営ができる専門性の高い事務職員の確保は重要で、独法になってプロパーの人材を育成できるようになる。

○ その他の意見

- ・ リハセンは施設部門と、相談部門、病院部門とが密接に関係しており、病院部門が独法化した場合に、施設部門への医師の派遣など連携協力が困難になることを危惧する。そのようなことがないように運営してほしい。

- ・ 説明では、現在の地方公務員制度では人材の確保、待遇、予算・事業の執行などの病院経営や、他の医療機関との連携などに課題が残るということであるが、独法化することに危惧する声もあるので、今後のリハセンの未来図をしっかりと県民に情報発信してほしい。
- ・ 現場の医療職は、自分たちの待遇について心配している。納得できる説明がないと、技術や経験知識を持った優れた職員が流出してしまう恐れがある。
- ・ 独法化すると運営費負担金が予算措置される。効率化は重要だが運営に支障が出ないよう、資金の担保が必要である。

○ 委員長による委員会意見の取りまとめ

- ・ 様々な角度から議論したが、地方独立行政法人のメリットとして、独自性や弾力性、迅速性があげられた。それはリハセンに限らず、医療サービスを受ける県民にとっても効果があると考えられる。そこで本委員会の一つの到達点として、独法化をこれからの望ましい経営形態としてまとめたい。
- ・ 3つのセンター（神経難病センター、若年者リハビリセンター、障害者医療センター）を標榜し機能をより明確にすることによって、県民のニーズに応え、近隣の関係医療機関との連携を高めていくことにも、独法化が役立つのではないかと。
- ・ 同時に独法化によって政策的医療の実施が不安定になるのではないかと意見があった。政策的医療の実施と経営改善をともに進めていく中で、政策的医療を安定的に実施できるよう県として確実に対応していくことを求めたい。
- ・ リハセン病院部門がその機能を十分に発揮して県民ニーズに応えていくとともに、そこで働く職員の資質の確保にも繋げていく点から、県民、現場の職員や近隣医療機関への説明も重要である。
- ・ リハセンの将来を確実に展望できるよう、これらの課題についても適切に報告書に明示したい。